## 【 相談支援事業(基本相談支援 ・ 計画相談支援)について 】

## ◆相談支援事業とは

お子さま本人だけでなく、お子さまが置かれている環境や家庭状況を踏まえ、 お子さまの希望や意思決定を尊重しながら、地域での生活を実現、継続していくため の事業です。

相談支援専門員は、障害児通所支援を利用するお子さまやご家族に対し、 サービス利用についての相談や調整、情報提供、サービス利用後の状況など、 必要な相談に応じていきます。

また、障害児支援利用計画案を作成し、定期的なモニタリングを行うことで、 お子さまが適切なサービスを利用しながら、豊かな生活が継続的に実現できる ことを目指します。

## ◆サービス等利用計画・障害児支援利用計画ってどんなもの?

本人が希望する生活や目標、希望を実現するための課題や必要な福祉サービが記載されたものです。

- ・生活全般の状況を把握したうえで、希望する暮らしの実現に向けた 取り組みを考えていきます。
- ・相談支援専門員とご本人(家族)が一緒に考えながら作成していきます。
- ・お子さまにとって負担のない計画になっているか一緒に考えていきます。
- ・計画相談における相談、サービス等利用計画の作成、モニタリング等での 利用者負担はありません。
  - \*地域療育センターあおばの計画相談は 下記の方のみになります。
    - ○児童発達支援センター【通園部門】
    - 〇児童発達支援事業所 こども支援室『こだち』
    - ○昨年度より計画相談を継続される一部の方

